

秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会
条例を制定することについて

秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会条例を別紙
のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 2 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

いじめ防止対策推進法の施行に伴い、教育委員会の附属機関として秦野市いじめ問題対策調査委員会を設置するとともに、同委員会の調査の結果について再調査を行うための市長の附属機関として秦野市いじめ問題再調査会を設置するため、制定するものであります。

秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、秦野市いじめ問題対策調査委員会及び秦野市いじめ問題再調査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 教育委員会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項及び第28条第1項の規定により、秦野市いじめ問題対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

2 市長は、法第30条第2項の規定により、秦野市いじめ問題再調査会（以下「再調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のための実効的な対策について審議し、又は意見を述べるとともに、法第28条第1項に規定する重大事態について調査する。

2 再調査会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査する。

(委員)

第4条 調査委員会及び再調査会の委員は、それぞれ5名以内の委員により組織する。

2 調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が、再調査会の委員は、次に掲げる者のうちから市長がそれぞれ委嘱する。

- (1) 教育に関して学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 医師
- (4) 心理・福祉に関する専門的な知識を有する者

3 調査委員会の委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 再調査会の委員は、再調査会に諮問された事項に関する調査が終了し、その結果に係る市長の議会への報告をもって解職されるものとする。委員が欠けた場合における補欠の委員も、また、同様とする。

5 調査委員会及び再調査会の委員は、再任されることができる。

6 再調査会の委員は、調査委員会の委員と兼ねることができない。

(秘密の保持)

第5条 調査委員会及び再調査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし
てはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、調査委員会及び再調査会の組織及び運
営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦
野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第70号を第72号とし、第69号の次に次の2号を加える。

(70) 秦野市いじめ問題対策調査委員会の委員

(71) 秦野市いじめ問題再調査会の委員

第2条第1項中「前条第1号から第69号まで」を「前条第1号から第
71号まで」に改め、同条第2項中「前条第70号」を「前条第72号」に
改める。

別表第1に次のように加える。

秦野市いじめ問題対策調査委員会の委員	同	13,000円
秦野市いじめ問題再調査会の委員	同	13,000円

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第69号まで」を「条例第1
条第1号から第71号まで」に、「条例第1条第70号」を「条例第1条第
72号」に改める。